

熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第94号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改め、同条第4項を削る。

第5条第6項を削る。

第46条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定福祉型障害児入所施設であってこの条例による改正前の第4条第4項及び第5条第6項の規定の適用を受けていたものに係る人員及び設備に関する基準については、この条例による改正後の第4条及び第5条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(提出理由)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第3号)の施行による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)の一部改正に伴い、指定障害児入所施設等に係る基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。